

1927 神戸海運集会所制定 1929 改訂
 12/1933 社団法人日本海運集会所継承印行
 7/1935 改訂 12/1938 改訂
 11/1946 改訂 9/1947 改訂
 10/1949 改訂 3/1952 改訂
 12/1960 改訂 7/1971 改訂
 7/1974 改訂

航海備船契約書

社団法人 日本海運集会所書式制定委員会制定【1960】

備船者

(以下備船者
という)と船主(運送人)

(以下船主(運送人)
という)

との間において、次の条項にもとづき、航海備船契約を締結する。

第 1 条 本契約主要の記載事項は、次の通りである。

① 船名	丸	夏期積載総重量トン数	トン	総トン数	トン
② 積地					
③ 揚地					
④ 貨物の種類及び数	但し、船脚又は船腹の許す限り満載のこと。増減船主任意のこと。				
⑤ 運賃率					
⑥ 運賃計算方法					
⑦ 運賃支払日時場所方法					
⑧ 船内荷役	積地	手配	揚地	手配	
		費用負担		費用負担	
⑨ 代理店	積地				揚地
⑩ 碇泊期間	積地				揚地
⑪ 滞船料	一日につき				
⑫ 早出料	一日につき				
⑬ 本船の発航	本船が積地において碇泊期間を超えて 日間 (C. Q. D. の場合は相当の期間) 滞船したときは、船長は、直ちに本船を発航させることができる。				
⑭ 積地回航順路					
⑮ 積地回船日	年	月	日	本船が左記回船日前に入港したときには、碇泊期間は、開始しない。但し、備船者が荷役を開始したときは、荷役開始時より、碇泊期間は、開始する。	
⑯ 解約期日	年	月	日	本船が左記期日までに船積準備整頓しないときは、備船者は、本契約を無償解除することができる。	
本契約特					

- 第 2 条 【**堪航能力**】 船主(運送人)は、本契約を履行するため、発航の当時本船が堪航能力を保有するように相当の注意をはらわなければならない。
- 第 3 条 【**積揚場所**】 本船は、積揚地の安全に碇泊できる場所において船積又は揚荷を行うものとする。
- 第 4 条 【**積揚準備整頓の通知**】 船主(運送人)又は船長は、積地において本船の船積準備が整つたときは、備船者又は船積人に、揚地において本船の揚荷準備が整つたときは、備船者又は荷受人に、それぞれその旨を通知しなければならない。
- 第 5 条 【**貨物の提供・引取**】 備船者は、積地においては本船が船積しうよう本船船側にて貨物を提供し、揚地においては貨物を本船船側にて引取らなければならない。
- 第 6 条 【**荷役用具の使用**】 ウインチその他本船備付けの荷役用具で、積揚荷役作業に必要なものは、備船者において使用することが出来るが、すべて船長の指揮監督に従わなければならない。
- 第 7 条 【**C. Q. D.**】 本船の積揚荷役作業は、積地又は揚地の慣習に従いできるだけ迅速に行われなければならない。
2 備船者の責に帰すべき事由により本船が相当と認められる期間を超えて滞船した場合には、備船者は、船主(運送人)に対して第1条の滞船料を支払わなければならない。
- 第 8 条 【**ランニング・レイデイズ**】 ランニング・レイデイズは、船主(運送人)が第4条の通知を発したときから起算する。但し、船積人又は荷受人の所在を確知できないときは、本船の積揚準備整頓のときから起算する。
2 船込のため直ちに指定の積揚場所に着埠、繫留又は投錨できない場合、待機時間は、ランニング・レイデイズに算入し、港外より港内までの転錨時間を控除する。
3 積地と揚地におけるそれぞれのランニング・レイデイズは、通算しない。
4 荷役不能の時間で本船の船体・機関の故障その他船主(運送人)の責に帰すべき事由による時間は、ランニング・レイデイズから控除する。
5 本船が第1条の碇泊期間を超えて碇泊を要するときは、備船者は、船主(運送人)に対して第1条の滞船料を支払わなければならない。
6 備船者が第1条の碇泊期間内に船積又は揚荷を終つたときは、未使用の碇泊期間について、船主(運送人)は、備船者に対して第1条の早出料を支払わなければならない。
- 第 9 条 【**ウェザー・ワーキング・デイズ**】 ウェザー・ワーキング・デイズの計算については、前条の規定を準用する。
- 第 10 条 【**デッド・フレイト**】 備船者の都合により、又は第1条第13項により本船が発航し、第1条記載の貨物数量を船積することができなかつた場合、備船者は、船主(運送人)に対して第1条運賃の全額を支払わなければならない。
- 第 11 条 【**船積不能**】 船長が荒天、減水、結氷、変乱その他の天災不可抗力のため本船が到底船積を終了する見込がないと認めたときは、船主(運送人)又は船長は、備船者にその旨を通知し、貨物の全部又は一部を積残して直ちに本船を発航させることができる。但し、事前に通知できない場合は、発航後遅滞なく通知しなければならない。この場合、船主(運送人)は、第1条の規定により積高に従つて運賃を取得するものとし、貨物の積残についてはその責に任じない。
2 前項の場合、船主(運送人)は、備船者に通知し、近接港において他の貨物を積取ることができる。
- 第 12 条 【**相互免責**】 官憲又はこれに類する者の抑留その他の処分、軍事行為、内乱、暴動、海賊、匪賊、船員の匪行、ストライキ、ロックアウト、火災、衝突、坐洲、坐礁、沈没、投荷その他の天災不可抗力により生じた損害については、当事者互にその責に任じない。
- 第 13 条 【**船主(運送人)の免責**】 船主(運送人)は、船長その他の船員の航海上の過失により生じた貨物の損害についてはその責に任じない。船長その他の船員の適当な注意の不足に起因しない貨物の損害についても、また同様である。
- 第 14 条 【**補償**】 船長が備船者の請求によつて船荷証券その他の類似証券に署名することにより生じた第三者に対する船主(運送人)の本契約以上の責任と義務に対して、備船者は、船主(運送人)に補償しなければならない。
- 第 15 条 【**甲板積**】 船主(運送人)は、甲板積貨物の流失及び損傷についてはその責に任じない。
- 第 16 条 【**危険品**】 備船者は、船主(運送人)の承認を得なければ、発火性、引火性、爆発性、有毒性その他の危険性を有する貨物を積載することはできない。
- 第 17 条 【**特殊貨物**】 備船者は、特別の注意又は取扱を要する貨物については、予め船主(運送人)又は船長にその旨を通知しなければならない。
2 前項の通知がなかつた場合には、船主(運送人)は、特別の注意又は取扱をしなかつたことによつて生じた損害についてはその責に任じない。
- 第 18 条 【**一部備船**】 一部備船の場合、船主(運送人)又は船長は、約定貨物の積入の前後を問わず、他の貨物を積入れることができる。
- 第 19 条 【**離路**】 本船は、人命・財産若しくは船舶の救助、又は救助のための曳船、避難、必要品の積込、船員又は貨客に関する出来事その他正当な事由があるときは、航海又は航路を変更することができる。この場合、船主(運送人)又は船長は、その旨を遅滞なく備船者に通知しなければならない。
- 第 20 条 【**水先人の使用**】 水先人を使用するか否かは、本船の自由とする。
- 第 21 条 【**揚荷不能**】 船長が第11条と同一の理由により本船が到底揚地に入港し、又は揚荷をすることができないと認めたときは、船主(運送人)又は船長は、備船者の危険と費用とにおいて附近の安全な場所に揚荷することができる。この場合、第11条に準じて備船者にその旨を通知しなければならない。
2 前項の場合、船主(運送人)の一切の責任は、この揚荷によつて終了する。
- 第 22 条 【**運賃その他の請求権**】 本船が積地発航後本船の事故その他の不可抗力によつて航海を中止した場合でも、船主(運送人)又は船長は、第12条の規定にかかわらず、運賃、附

第 22 条 【運賃その他の請求権】 本船が積地発航後本船の事故その他の不可抗力によつて航海を中止した場合でも、船主(運送人)又は船長は、第12条の規定にかかわらず、運賃、附随の費用、滞船料、立替金及び共同海損又は救助のため備船者の負担しなければならない金額について請求権を失うことはない。

2 前払運賃は、貨物の滅失又は毀損、航海又は運送の中止その他いかなる場合においても返還しない。

第 23 条 【貨物の留置】 船主(運送人)又は船長は、本契約による請求金額について貨物を留置し、かつ、その支払を受けるために貨物を競売することができる。但し、貨物を競売してもなお全額の支払を得ることができない場合には、その残額につき備船者に対して請求することを妨げるものではない。

第 24 条 【ストライキ】 本船の積地到着前、貨物の船積を妨げるストライキ又はロックアウトが発生し、積地到着までに終了する見込のない場合、備船者、船主(運送人)は、いずれも本契約を無償解除することができる。ストライキ又はロックアウトが本船の積地到着の時から積荷開始の時までに発生した場合には、備船者は、本契約を無償解除するか、又は適正な待泊補償金を支払つて本船を待泊させるか、いずれかを選ぶことができる。本船の積荷開始後ストライキ又はロックアウトが発生し、本船が一部貨物を船積して発航した場合、備船者は、積高による運賃及び滞船料(もしあれば)を支払わなければならない。この場合、船主(運送人)は、近接港において他の貨物を自由に積取ることができる。

2 本船が揚地又はその港外に到着したとき貨物の揚荷を妨げるストライキ又はロックアウトが進行しているか、又は到着後発生した場合には、備船者は、適正な待泊補償金の半額を支払つて本船を待泊させるか、又は備船者の費用において安全に揚荷ができる近接港へ揚地変更するか、いずれかを選ぶことができる。

3 本条に定める選択権は、当該ストライキ又はロックアウト発生後遅滞なくこれを行使しなければならない。

第 25 条 【強制使用】 本船が日本国政府に強制使用されたときは、船主(運送人)は、本契約を無償解除することができる。但し、随意契約による官公署の備船については、船主(運送人)は、備船者の承認を得なければ、これに応ずることができない。

第 26 条 【共同海損】 共同海損は、西暦1974年のヨーク・アントワープ規則に従つてこれを処理する。

第 27 条 【契約違反】 本契約に違反したものは、よつて生じた損害を相手方に支払わなければならない。

2字抹消 第 28 条 【仲裁】 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、社団法人日本海運集会所(東京^{東京}神戸)に仲裁判断を依頼し、その選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

2 仲裁人の選定、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所の海事仲裁規則による。

この契約を証するため、本書 通を作成し、各自記名調印して、 が、これを保有する。

年 月 日

において作成する。

船主(運送人)

備 船 者

仲 介 人